

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和七年十二月二十三日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第十八号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年仙台市人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 後
(義務教育等教員特別手当の月額) <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年仙台市条例第六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に同条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあってはその額に同条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。 [一～四 略] 五 前条第五号に掲げる職員 その者の属する職務の級及び その者の受ける号俸に対応する別表第二に掲げる額の二分の一の額 〔新設〕</p>	(義務教育等教員特別手当の月額) <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年仙台市条例第六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に同条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあってはその額に同条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあってはその額に同条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。 [一～四 略] 五 前条第五号に掲げる職員 その者の属する職務の級及び その者の受ける号俸に対応する別表第三に掲げる額 2 次条第一号に掲げる校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に掲げる額に三千円を加えた額とする。 （校務類型）</p>
〔新設〕	<p>第四条 条例第十九条の二第一項の人事委員会規則で定める校務類型は、次に掲げる校務（園務を含む。第二号において同じ。）の種類とする。</p> <p>一 学級（市立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条第二項の特別支援学級を除く。）を担任する業務（当該業務に従事する職員が仙台市立人来田小学校及び仙台市立人来田中学校旗立分教室において行う授業又は直接従事する指導業務であって、当該職員が本務として行うものを除く。）</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の校務</p>
第四条・第五条 〔略〕 附 則 1 〔略〕 (条例附則第四十六項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額) 2 条例附則第四十六項の規定の適用を受ける職員に対する第	第五条・第六条 〔略〕 附 則 1 〔略〕 (条例附則第四十六項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額) 2 条例附則第四十六項の規定の適用を受ける職員に対する第

三条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

職員の区分 職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級	
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	円 1から4まで	円 1,300	円 1,700	円 2,400	円 3,500	円 4,700
	5から8まで	1,300	1,800	2,600	3,600	4,800
	9から12まで	1,400	1,900	2,600	3,800	4,900
	13から16まで	1,500	2,000	2,800	3,800	5,000
	17から20まで	1,600	2,100	3,000	4,000	5,100
	21から24まで	1,700	2,200	3,200	4,100	5,200
	25から28まで	1,800	2,300	3,300	4,100	5,300
	29から32まで	1,900	2,400	3,400	4,200	5,400
	33から36まで	1,900	2,600	3,500	4,400	5,500
	37から40まで	2,000	2,600	3,700	4,400	5,600
	41から44まで	2,200	2,800	3,800	4,600	5,600
	45から48まで	2,200	3,000	3,900	4,700	
	49から52まで	2,300	3,200	4,000	4,700	
	53から56まで	2,400	3,300	4,000	4,800	
	57から60まで	2,400	3,400	4,100	4,900	
	61から64まで	2,500	3,500	4,200	5,000	
	65から68まで	2,600	3,700	4,400	5,100	
	69から72まで	2,600	3,800	4,400	5,100	
	73から76まで	2,700	3,800	4,500	5,200	
	77から80まで	2,800	3,900	4,700	5,200	
	81から84まで	2,800	4,000	4,700	5,300	
	85から88まで	2,800	4,100	4,700		
	89から92まで	2,900	4,200	4,700		
	93から96まで	3,000	4,300	4,800		
	97から100まで	3,100	4,400	5,000		
	101から104まで	3,100	4,400	5,000		
	105から108まで	3,200	4,500	5,000		
	109から112まで	3,200	4,600	5,100		
	113から116まで	3,200	4,700	5,100		
	117から120まで	3,300	4,700	5,100		
	121から124まで	3,300	4,700			
	125から128まで	3,300	4,700			
	129から132まで	3,400	4,700			
	133から136まで	3,400	4,800			
	137から140まで	3,400	4,900			
	141から144まで	3,500	4,900			
	145から148まで	3,500	4,900			
	149から152まで	3,500	5,100			
	153から156まで	3,500	5,100			
	157から160まで		5,100			
	161から164まで		5,100			
	165		5,200			
定年前再任 用短時間勤 務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第二（第三条関係）

職員の区分 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	円	円	円	円	円
1から4まで	1,300	1,400	2,400	2,900	4,700
5から8まで	1,300	1,600	2,600	3,100	4,800
9から12まで	1,400	1,700	2,600	3,100	4,900
13から16まで	1,500	1,700	2,800	3,400	5,000
17から20まで	1,600	1,800	3,000	3,500	5,100
21から24まで	1,700	1,900	3,200	3,600	5,200
25から28まで	1,800	2,000	3,300	3,800	5,300
29から32まで	1,900	2,100	3,400	3,800	5,400
33から36まで	1,900	2,200	3,500	4,000	5,500
37から40まで	2,000	2,300	3,700	4,100	5,600
41から44まで	2,200	2,400	3,800	4,100	5,600
45から48まで	2,200	2,600	3,900	4,200	
49から52まで	2,300	2,600	4,000	4,400	
53から56まで	2,400	2,800	4,000	4,400	
57から60まで	2,400	3,000	4,100	4,600	
61から64まで	2,500	3,200	4,200	4,700	
65から68まで	2,600	3,300	4,400	4,700	
69から72まで	2,600	3,400	4,400	4,800	
73から76まで	2,700	3,500	4,500	4,900	
77から80まで	2,800	3,700	4,700	5,000	
81から84まで	2,800	3,800	4,700	5,100	
85から88まで	2,800	3,800	4,700	5,100	
89から92まで	2,900	3,900	4,700	5,200	
93から96まで	3,000	4,000	4,800	5,200	
97から100まで	3,100	4,100	5,000	5,200	
101から104まで	3,100	4,200	5,000		
105から108まで	3,200	4,300	5,000		
109から112まで	3,200	4,400	5,100		
113から116まで	3,200	4,400	5,100		
117から120まで	3,300	4,500	5,100		
121から124まで	3,300	4,600	5,100		
125から128まで	3,300	4,700			
129から132まで		4,700			
133から136まで		4,700			
137から140まで		4,700			
141から144まで		4,700			
145から148まで		4,800			
149から152まで		4,900			
153から156まで		4,900			
157から160まで		4,900			
161から164まで		5,100			
165から168まで		5,100			
169から172まで		5,100			
173		5,200			
定年前再任用短時間勤務職員	2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第三条関係）

職員の区分 △職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	円 1から4まで 1,000	円 1,050	円 1,750	円 2,100	円 3,400
	5から8まで 1,000	1,150	1,850	2,200	3,450
	9から12まで 1,050	1,200	1,900	2,250	3,550
	13から16まで 1,100	1,250	2,000	2,450	3,600
	17から20まで 1,150	1,300	2,150	2,550	3,700
	21から24まで 1,200	1,400	2,250	2,600	3,750
	25から28まで 1,300	1,450	2,350	2,700	3,800
	29から32まで 1,350	1,500	2,450	2,750	3,850
	33から36まで 1,400	1,600	2,550	2,850	3,950
	37から40まで 1,450	1,650	2,650	2,950	4,000
	41から44まで 1,550	1,750	2,700	3,000	4,000
	45から48まで 1,600	1,850	2,800	3,050	
	49から52まで 1,650	1,900	2,850	3,150	
	53から56まで 1,700	2,050	2,900	3,200	
	57から60まで 1,750	2,150	3,000	3,300	
	61から64まで 1,800	2,250	3,050	3,400	
	65から68まで 1,850	2,400	3,150	3,450	
	69から72まで 1,900	2,450	3,200	3,500	
	73から76まで 1,950	2,550	3,250	3,550	
	77から80まで 2,000	2,650	3,350	3,600	
	81から84まで 2,050	2,700	3,400	3,650	
	85から88まで 2,050	2,750	3,450	3,700	
	89から92まで 2,100	2,800	3,450	3,750	
	93から96まで 2,150	2,900	3,500	3,750	
	97から100まで 2,200	2,950	3,600	3,750	
	101から104まで 2,200	3,050	3,600		
	105から108まで 2,250	3,100	3,600		
	109から112まで 2,250	3,150	3,650		
	113から116まで 2,300	3,200	3,650		
	117から120まで 2,350	3,250	3,650		
	121から124まで 2,350	3,300	3,700		
	125から128まで 2,400	3,350			
	129から132まで	3,400			
	133から136まで	3,450			
	137から140まで	3,450			
	141から144まで	3,450			
	145から148まで	3,500			
	149から152まで	3,550			
	153から156まで	3,600			
	157から160まで	3,650			
	161から164まで	3,650			
	165から168まで	3,700			
	169から172まで	3,700			
	173	3,750			
定年前再任 用短時間勤 務職員	1,600	1,900	2,250	2,550	3,200

#### 附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

(人事委員会事務局審査給与課)